

仕様書（提案時）

本書は、「海外展開支援プログラム事業業務委託」に係る業務内容の詳細等、企画提案に必要な仕様を説明するものである。提案者は、本仕様書の内容を踏まえ、事業目的を達成するために実現可能な内容について、事業提案書にて可能な限り具体的に提案すること。

福岡市（以下「発注者」という）は、受注事業者（以下「受注者」という）に対し、「海外展開支援プログラム事業」（以下「本事業」という）を委託する。なお、本事業の内容及び業務の範囲については、本仕様書によるものとする。

1 件名

海外展開支援プログラム事業業務委託

2 目的

本事業は、福岡市のスタートアップ企業等を対象とした海外展開支援プログラムを実施することにより、海外展開を目指す福岡市スタートアップの掘り起こしや、福岡市スタートアップのグローバルマインド向上、市内スタートアップエコシステムを巻き込んだ海外展開ムーブメントを起こすことを目的とする。

併せて、一部参加者については、個別プログラムの実施や、実際に海外に派遣するなどの海外展開支援を行うことを目的とする。

3 業務内容

（1）海外展開を目指すスタートアップ・起業家、学生等向け【プログラム1】

本プログラムは、福岡市内の既に海外展開している又はこれから海外展開を目指すスタートアップや創業当初から海外を目指す起業家、学生等を対象に、海外市場の特徴や海外展開に必要な基礎的知識・スキルの習得、ピッチ練習、海外展開プロセスを学ぶためのプログラム等を実施することを想定している。

なお、英語でのプログラムの場合は、通訳や翻訳ツールを活用するなど、日本語でも受講できるようにすること。

【プログラム1 提案にあたっての注意事項】

本プログラムの目的、内容を具体的に提案すること。

なお、下記の内容は必ず提案に含めること。

ア 参加対象者・参加者数

- ・福岡市スタートアップや支援者だけでなく、今後創業を目指す方や学生など起業に興味のある方も広く対象とすること。なお、福岡市での創業や福岡市に進出を検討している者も対象とすることも可。

- ・想定参加者数を提案することとし、その参加者は、主に受託者が中心となって集めることを想定し、本プログラムの周知・広報策も提案すること。

イ プログラム実施内容

- ・上記参加者を対象とした基礎的なプログラムとしての実施を想定しており、事業目的を達成するために効果的なプログラムを提案すること。
- ・プログラム全体の実施期間と期間中の実施回数等を示すこと。
- ・本事業の最後に、一般参加も可能な事業報告会も開催すること。

ウ RAMEN TECH サイドイベントの開催

- ・本事業の一環として、福岡市が別途開催する RAMEN TECH のサイドイベントと位置付けたプログラムを10月8日（水）もしくは9日（木）に実施すること。
- ・本プログラムは、一般の参加者も参加可能なプログラムとし、参加者にとって分かりやすく、基礎的な内容を提案すること。

エ ネットワーキング（交流会）の実施

- ・本プログラム中に、参加スタートアップやその他福岡市スタートアップや支援者を含む福岡市のスタートアップエコシステムを巻き込んだネットワーキング（交流会）を2回以上実施すること。そのうち1回は、事業報告会時の開催とする。

オ 上記以外で実施するプログラム提案

- ・その他、事業目的に資する適切なプログラムを提案すること。

(2) 海外展開に意欲のあるスタートアップ等向け（海外派遣）【プログラム2】

本プログラムは、プログラム1の参加者から特に海外展開に意欲のある市スタートアップを選抜し、プログラム1の受講に並行して、その者を対象としたプログラムを実施することを想定している。

海外派遣前の個別プログラムとして1 on 1 メンタリングやピッチ練習等を行った後、海外派遣プログラムとして、海外における現地VCや企業等とのマッチング、ネットワーキング等のプログラム、帰国後の振返りプログラムとして・海外研修の振り返り、参加者間への体験の共有等のプログラムを通じて、スタートアップの海外展開を支援する三部構成のプログラムを想定している。

なお、必要に応じて、通訳等の支援を実施するなどの配慮も行うこと。

【プログラム2提案にあたっての注意事項】

本プログラムの目的、内容を具体的に提案すること。

なお、下記の内容は必ず提案に含めること。

ア 参加対象者・参加者数

- ・プログラム1の参加者の中から、特に海外展開に意欲のある福岡市スタートアップを選抜し、対象者とすること。参加者の選考方法を提案すること。
- ・参加者（参加スタートアップ）は最低3社以上とし、想定数は提案すること。

イ 海外派遣先

- ・派遣先となる地域を選定した理由とともに提案すること。
- ・派遣先は1地域に限らず、複数地域に分けて派遣することも可。
- ・派遣先は欧米を想定しているが、福岡市のスタートアップにとって魅力のある提案であれば、地域は限定しない。
- ・海外派遣に係る参加者の渡航滞在費は、参加者負担とせず、本プログラム経費内での負担とすること。なお、市職員及びグローバルビジネスサポート職員計3名程度の本海外研修への随行費（市職員の渡航滞在費は除く。グローバルビジネスサポート職員の渡航滞在費は含む。）も参加者と同様に受注者が負担すること。

ウ プログラム実施内容

① フェーズ1：国内個別プログラム（海外派遣前）

- ・1on1メンタリングとして、国内プログラム参加スタートアップに対して、海外アクセラレーター等海外展開に資する講師による一対一のメンタリングを複数回実施すること。
- ・別途、海外展開に必要なピッチの練習を行うとともに、期間中にイベント形式でのピッチ披露の場を提供すること。なお、本イベントはプログラム1のプログラム内容として実施、プログラム1の参加者も希望者がいる場合は、ピッチ登壇させることは可。
- ・その他、国内個別プログラムとして最適なプログラムを提案すること。

② フェーズ2：海外派遣プログラムの実施

- ・海外の投資家やアクセラレーター、起業家等からのアドバイスや意見交換ができる場や、参加者が自身のビジネスプランを投資家などに発表する場を提供すること。
- ・期間中、可能な限り参加者のニーズに応じた海外VCや企業等のマッチング先を選定し、協議の機会を設けること。その方法について具体的に提案すること。
- ・マッチングアレンジ先の企業や、現地のエコシステムとの交流の機会を設けるため、全員が参加するネットワーキングを最低1回は実施すること。
- ・その他、海外派遣プログラムとして最適なプログラムを提案すること。

③ フェーズ3：振り返りプログラムの実施

- ・海外プログラムの振り返りを行い、派遣スタートアップへ個別にフィードバックを提供するとともに、今後の海外展開を見据えた事業計画等の作成など効果的な振り返りプログラムを行うこと。
- ・海外プログラムの内容や、海外プログラム参加者が得た現地のネットワークを、国内プログラム参加スタートアップへ共有・活用できるようにするなど、各々の今後の海外展開に資する効果的なプログラムを行うこと。

エ 上記以外で実施するプログラム提案

- ・その他、事業目的に資する適切なプログラムを提案すること。

(3) 事務局

受注者は、本事業に係る事務局を設けることとし、本事業に係る応募者や参加者、講師等への一切の連絡調整・問い合わせ対応などを全て事務局にて行うこと。また、発注者と受注者との連絡調整は、連絡窓口となる担当者1名を決定し、その者を通じて連絡調整を行うこととする。

4. 本事業における成果指標

本研修プログラムの成果指標となる項目は下記とし、各々提案すること。

() 内は、市が考える最低限の目標数であり、それ以上の数字を提案すること。

(1) プログラム参加者

- ・プログラム1（実数100名以上／累計は提案による）
- ・プログラム2（最低3社以上）

(2) プログラム参加者満足度

- ・研修後に参加前と比較して
海外展開に関する意識が向上した者の割合：80%以上
海外展開を検討するにあたっての不安が解消された者の割合：80%以上

(3) その他

- ・その他、本プログラムの実施につき適切な成果指標を設定すること。

5 成果品

- ① 報告書 紙及び電子データで各1部
 - ② 記録写真・動画 電子データ1式
- ※ 上記①及び②の電子データはWindows PCで閲覧できる形式とすること。
- ※ 報告書には、プログラム全体の概要（実施内容、講師情報等）やプログラム参加者情報、プログラム実施内容、実績を含めて記載すること。

6 履行場所

福岡市経済観光文化局創業推進部グローバルスタートアップ推進課 外

7 履行期間

契約締結の日 から 令和8年3月27日 まで

8 その他

- (1) 受注者は本業務を行うにあたり、業務の円滑かつ確実な遂行ができるよう、業務遂行責任者、発注者との連絡調整担当者を定めるとともに、必要な業務遂行体制を確保すること。
- (2) 本事業における成果については、発注者に帰属する。
- (3) 本事業における成果物及び履行過程で得られたデータ等（写真、図表含む）の

著作権は、発注者に帰属する。

- (4) 本委託により作成した印刷物について、発注者は受注者又は受注者以外の事業者
者に委託し、版下の修正や再編集を行うことができる。
- (5) 受注者は取得する個人情報を適切に管理すること。その他、個人情報については、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守すること。
- (6) 旅行者に再委託する場合は、あらかじめ旅行者名、旅行業登録番号を参加者及び発注者に対して明らかにすること。
- (7) 本事業は、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）対象事業のため、国からの要請（ヒアリングや報告等）などの際には、発注者の求めに応じた対応を行うこと。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて担当者と協議を行い定めるものとする。

以上

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1) 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(3) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(4) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(5) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、福岡

市個人情報保護条例に規定する罰則が適用される場合があること。

- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃

棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。